

2016年12月19日

日本モーゲージサービス株式会社

代表取締役社長 鶴澤 泰功

問合せ先： 経営管理部（TEL：03-5408-8160）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社グループは、企業活動の継続と企業価値の向上のために、コンプライアンスをはじめとして企業倫理の重要性と経営の健全化を経営の最重要課題の一つと位置付け、企業としての社会的責任を認識し、すべての利害関係者から信頼される企業を目指しております。そのため、コーポレートガバナンス・コードの基本原則（株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会等の責務、株主との対話）を重視し、着実に実施していくことをコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方としております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

該当事項はありません。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

JASDAQ 上場予定のため、記載は省略いたします。

#### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%) ※1
株式会社ビルダーズシステム研究所	460,000	22.73
ティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ティー・ハンズオンインベ ストメント株式会社	280,000	13.83
株式会社日本レジデンシャルファンド	160,000	7.91
三井住友海上火災保険株式会社	124,000	6.13
株式会社メープルリーフ	120,000	5.93
株式会社アールシーコア	80,000	3.95

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

OMソーラー株式会社	80,000	3.95
株式会社OSCAR	80,000	3.95
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	80,000	3.95
東京海上日動火災保険株式会社	80,000	3.95
三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社	80,000	3.95
みずほ成長支援投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社	80,000	3.95

※1 発行済の普通株式 2,024,000 株に対する割合を表示しております。

支配株主名	該当事項はありません。
-------	-------------

親会社名	該当事項はありません。
親会社の上場取引所	該当事項はありません。

### 補足説明

該当事項はありません。
-------------

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 JASDAQ (スタンダード)
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社には支配グループはありません。 将来において、支配株主が生じた場合で、取引を検討する場合には、公正かつ経済合理性に則り、他の株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。
--

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の主要株主の一つである株式会社ビルダーズシステム研究所 (以下「BSI」といいます) は、当社
---

代表取締役の鶴澤泰功が代表取締役を務め、当社の発行済株式総数の 22.73%を保有しております。また、BSI の 100%子会社である株式会社日本レジデンシャルファンド（以下「NRF」といいます）は、同じく鶴澤泰功が代表取締役を務め、当社の発行済株式総数の 7.91%を保有しております。また、鶴澤個人として、当社株式を 0.44%保有しております。これらにより、BSI は、当社の主要株主に該当することになりますが、当該 BSI は、現在、鶴澤及びその配偶者の資産管理会社であり、資産管理業務以外は行っておらず、平成 27 年 3 月期以降は、当社グループ各社との取引あるいは競合する業務は一切行っておりません。

一方、BSI の 100%子会社である NRF は、設立以降、住宅瑕疵担保責任等に対する保証業務を実施していましたが、当該保証業務は、平成 17 年の「保険業法等の一部を改正する法律」の施行を受けて、平成 20 年 3 月 31 日を以って新規の保証申込受付を終了し、金融庁監督下の特定保険業者として、既引受分の保証（最終引受後 10 年間）に係る履行業務及び財産の管理業務のみを実施しております。また、これらの業務は平成 30 年 3 月末に全て終了予定です。

ただ、NRF の残務終了まで既引受分に関する保証支払いに当たっては対象物件の調査が必要となり、当該調査は保証引受の際に裏づけとした建設時の現場検査と極めて密接な関係があるため、建設時の現場検査を委託した株式会社ハウスジーマン（当社子会社）に調査を委託しております。これに関する委託調査料については、株式会社ハウスジーマンが定めている料金テーブル（外部顧客に対しても適用）に基づき支払う（過去 7 年間累計で 2,675 千円）こととして、妥当性を確保しております。当該状況のため、NRF において、今後も 2 年間とはいえ、既存契約履行のために当社グループと取引が発生することになりますが、当社グループに不利益を生じる恐れはありません。

以上のことから、BSI（その 100%子会社である NRF を含む）は、株式保有と代表取締役等役員兼務関係がありますが、あくまで当社主要株主としての役割であり、業務的には、当社グループ（当社、当社子会社の株式会社ハウスジーマン、株式会社住宅アカデメイア、一般社団法人住宅技術協議会で構成）と競合することはありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	取締役（監査等委員以外）	9名以内
	取締役・監査等委員	5名以内
定款上の取締役の任期	取締役（監査等委員以外）	1年
	取締役・監査等委員	2年
取締役会の議長	取締役社長	
取締役の人数	取締役（監査等委員以外）	6名

	取締役・監査等委員	3名
社外取締役の選任状況	選任している	
社外取締役の人数	4名（監査等委員である取締役3名を含む）	
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名	

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
小池 敏雄	公認会計士												○
野嶋慎一郎	弁護士												○
林 孝重	他の会社の出身者												○
藤巻 正司	他の会社の出身者							○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小池 敏雄	○	株式会社ハウスジューメン関連業務で知遇を得た当社取締役榎野範生の紹介により、当社代表取締役鶴澤の勧誘を受け、常勤監査役への就任を前提に監査役（その後取締役・監査等委員）に	企業あるいは監査法人において内部監査・内部統制・リスク管理・会計監査などの業務に長年活躍し、また日本公認会計士協会東京会監査委員会委員長として開示業務に関する各種報告書を執筆するなど、企業会計・監査・開示などの業務に高度な識見を有していることから、当社の社外取締役・監査等委員に選任し一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選定いたします。

		就任いたしました。	
野嶋慎一郎		当社従業員から紹介を受けた当社代表取締役鵜澤の勧誘を受け、非常勤の監査役(その後取締役・監査等委員)に就任いたしました。	弁護士業務に携わりつつ、早稲田大学法職課程講師、司法試験考査委員、第一東京弁護士会刑事弁護委員会委員長を歴任するなど、実務や法務関係公職を通じて培われた法務・リスク管理等に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役・監査等委員に選任しております。なお、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立役員の有資格者であります。現状においては独立役員として届け出ないものといたします。
林 孝重		当社従業員から紹介を受けた当社代表取締役鵜澤の勧誘を受け、非常勤の取締役・監査等委員に就任いたしました。	長年にわたる建設企業や IT 関連上場企業での経理・人事・労務部門の責任者及び取締役・監査役としての業務経験等を通じて、建設・IT 業界とその経営並びに監査業務に通暁していることから、当社取締役・監査等委員に選任しております。なお、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立役員の有資格者であります。現状においては独立役員として届け出ないものといたします。
藤巻 正司		当社主要株主である投資ファンドの運営会社を代表して当社の非常勤の監査役(その後取締役)を務めているものがあります。	当社の社外監査役及び他社の取締役等を歴任し、現在もティー・ハンズオンインベストメント株式会社の代表取締役として、企業経営、会社情報開示に係る豊富な経験と高い見識を有する立場から、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は、当社主要株主である投資ファンドの運営会社であるティー・ハンズオンインベストメント株式会社代表取締役であるため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないとはいえないため、独立役員として届け出ないものといたします。

### 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

<p>監査等委員会の職務を補助すべき取締役あるいは使用人として指名された人員があり、当該人員が監査等委員会の職務を補助する業務を執行している場合においては、当該人員は監査等委員会の指揮命令のもとに行動します。</p> <p>当該人員が監査等委員会の職務を補助する業務を執行している場合においては、監査等委員の指揮命令のもとに行動し、当該人員は取締役・監査等委員以外の者からの指揮命令を受けないこととしております。</p> <p>なお、監査等委員会から、現時点においては内部統制室員及び経営管理部員と十分に連携できているので、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を特別に指名する必要は生じていないとの報告を受けております。</p>
--

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>内部監査部門（当社では内部統制室）においては監査等委員会（平成27年6月26日以前は監査役をい、以下同じ。）及び会計監査人とも連携し、各様の監査計画の交換・確認を行い、情報交換を随時行い、異なった立場・観点からの三様監査業務の効率的かつ効果的な運営を図っております。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>相互の監査計画の交換並びに説明・報告</li> <li>定期的面談実施による監査環境等当社固有の問題点等に関する情報の共有化</li> <li>棚卸・支店監査の立ち合い</li> <li>会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等</li> </ol> <p>を、監査等委員会、会計監査人、内部監査担当部門で確認・連携しつつ、それぞれの監査を行っております。</p>
---

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	該当事項はありません。
----------------------------	-------------

### 【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

<p>社外取締役4名のうち、藤巻正司氏については、当社主要株主であるティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合（ファンド）の無限責任組員であるティー・ハンズオンインベストメント株式会社の代表取締役社長であり、また、当社監査役、その他数社の取締役あるいは監査役を経験し、企業の経営・監督に関する豊富な経験と高い識見を有しており、それらを当社経営に活かすため、当社社外取締役に選任しております。しかしながら、ファンド運用会社社長の立場から、他の一般株主の利益と必ずしも一致しない場合が生じる可能性が皆無とはいえないため、独立役員としての届け出を行いません。</p> <p>社外取締役である監査等委員の野嶋慎一郎及び林孝重の両氏は、独立役員の有資格者であります。ジャスダック市場上場規則では独立役員は1名以上届け出ることとされていることから、現状においては、当該両氏は独立役員として届け出ないものとします。</p>
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施しておりません。
---------------------------	------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社グループは事業基盤強化・拡大に努めている途上であり、現時点においては、取締役へのインセンティブを株価等に依拠させず、報酬及び賞与の増減で報いることで対応しております。</p>
--

ストックオプションの付与対象者	該当事項はありません。
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

<p>該当事項はありません。</p>
--------------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

<p>有価証券報告書（Iの部）の「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」の「③役員報酬の内容」欄に、監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く）、取締役・監査等委員あるいは監査役（社外取締役・監査等委員を除く）、及び社外役員に区分して、区分毎の総額を開示しております。</p>
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>当社の取締役の報酬等の額に関しては法令の定めに基づき、監査等委員以外の各取締役の報酬は株主総</p>
---

会で決定された報酬枠の範囲内で取締役会の決議により、また、監査等委員である取締役の報酬は株主総会で決定された報酬枠の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、同じ）が他の役員と連携を密にとることにより会社情報を共有し、社外取締役が期待される役割を果たすための環境整備に努めております。このための社外取締役へのサポートは、取締役会事務局である経営管理部及び内部監査担当部署である内部統制室で行っております。

取締役会の資料は、事務局より社外取締役にも原則として事前配布し、必要に応じ事前説明を行っております。

また、監査等委員・会計監査人・内部監査担当部署の情報共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

①会社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりとなっております。

1) 取締役会

当社の取締役会は、現在、監査等委員以外取締役6名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（全員が社外取締役）の計9名で構成され、各取締役は、法令、定款、役員規程等の社内規定に沿って業務を執行しております。

取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催し、また必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、当社及び当社子会社の経営状況及び経営課題、その他全般的業務執行方針に関する事項についての審議、決定、情報共有をしております。

また、予算と実績の差異分析等、経営の重要事項についての報告、経営戦略の基本方針や重要事項の決定を行うと同時に、取締役相互の職務執行状況の監督を行っております。

2) 監査等委員会

監査等委員会は、現在、3名の監査等委員（全員が社外取締役で、うち1名が常勤監査等委員）で構成され、平成27年6月26日開催の第1回監査等委員会において、監査等委員会規則を制定し、また監査等委員会委員長が選定され、法令・定款の定めにより、監査等委員会（毎月開催）としての監査・監督を行っております。定例の監査等委員会は、毎月1回、定例の取締役会開催日に開催され、必要な事項の協議・決定を行っております。

また、各監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席して意見を述べ、また取締役、使用人及び会計監査人などから報告を求め、その内容を検証し、当社の業務及び財産の状況に関する調査を行うなど、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努めております。

3) 経営会議

当社及び当社子会社の経営状況及び経営課題、並びに取締役会その他の機関決定等を仰ぐべき事項につき十分検討、協議することを目的として経営会議を開催しております。同会議は当社及び当社子会社の

全常勤役員にて構成され、原則として毎週1回定期的に開催しております。

4) 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

②責任限定契約の締結状況

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、非業務執行取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任の限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結することができるものとしております。

これに基づき、平成27年7月以降、非業務執行の社外取締役（監査等委員を含む）と、当該責任限定契約を締結しております。

これは、社外取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会における代表取締役決定や取締役選任議案の決定あるいは重要な業務執行の決定等に関して議決権を有しない監査役から構成される監査役会制度に比し、監査等を担い、且つ過半数が社外取締役であることが必要な監査等委員が取締役会での議決権を有する監査等委員会設置会社に移行することで、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる機能強化につながると考え、当社は、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は、早期発送（開催日の2週間前を最低限として、可能な限りそれ以前に）に努めるとともに、株式上場後は、自社ホームページに掲載する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、可能な限りで他社との集中日を避け、株主が出席し易い場所（当社本店ビル内セミナールームを予定）を確保する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	株式上場後は、株主の数や構成も確認のうえ、株主による議決権の行使を進めるため、電磁的方法による議決権行使の導入も検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使	株式上場後は、機関投資家の持株比率が増加し、こうした投資家が自らの権利を適確に行使できる環境を整備する必要性が高まる場合には、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加も、検討してまいります。

使環境向上に向けた取組み	
招集通知(要約)の英文での提供	株式上場後は、外国人株主が発生するような場合には、招集通知（要約）の英文での提供も、検討してまいります。
その他	該当事項はありません。
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>当社は、ディスクロージャーポリシーは現時点においては未作成であります。IR活動の基本方針として「株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に、株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことが出来ることが重要である」と考えております。</p> <p>そのため、社内規程である「コンプライアンス・マニュアル」の中の「Ⅲ. 遵守事項」の「3. 投資家に対する私たちの行動規範」として、『私たちは、株主や債権者から受け入れた貴重な資金を使ってビジネスを行なっています。それゆえ、投資家に対しては、事業を安全かつ効率的に行う責任、またその事業内容を正しく説明する責任を負っています。これらの責任を果たすため、適正な会計報告、内部監査の徹底、積極的なディスクロージャーを進めていきます。』と定めております。</p> <p>なお、適時開示業務の手順等については、社内で「適時開示資料等管理マニュアル」を定め、「投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものである」との定めにより、開示業務を進めることとしております。</p>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株式上場後は、年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、個人投資家向け説明会の実施や機関投資家への訪問も検討してまいります。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	上記欄に共通事項として記載いたしました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では開催を予定しておりません。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内の I R 専用ページに掲載される情報は、T Dnet で開示された情報が専用回線を通じて法定開示等支援専門会社のデータベースに蓄積され、その蓄積された開示情報を当社の I R 専用ページに自動的に掲載する仕組みにより運用することとしております。 これにより、未公開情報が公表前に漏洩することがない運用とし、株主や投資家の皆様に対して、適時・適確なディスクロージャーを実施してまいります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	I R 活動は、経営管理部が担当し、具体的実施は同部経営企画室が中心となって行っております。I R 活動に向けた体制は、次のとおり構築する予定となっております。 最高責任者：代表取締役社長 鶴澤 泰功 推進責任者：取締役副社長 榎野 範生 担当責任者：取締役管理本部長兼経営管理部長 穂谷野 一敏	
その他	該当事項はありません。	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社内規程である「コンプライアンス・マニュアル」の中の「Ⅲ. 遵守事項」の「4. 社会に対する私たちの行動規範」に、『顧客、取引先、投資家等以外にも、私たちに数えきれないほどの利害関係者に対する法的・社会的・倫理的な責任があります。中でも、社会的な合意に基づく法令やルールの遵守は、社会に対する最低限の責任です。』と定め、①関連業法の遵守、②独占禁止法の遵守、③インサイダー取引規制の遵守、④税法の遵守、⑤知的財産権の尊重、⑥反社会的勢力との対決、⑦当局への報告・捜査協力、を行うこととしております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	現時点においては、C S R 報告書等を作成しておりません。
ステークホルダー	社内規程である「コンプライアンス・マニュアル」の中の「Ⅲ. 遵守事項」の「3.

に対する情報提供に係る方針等の策定	投資家に対する私たちの行動規範」として、①ディスクロージャー、②正確な記録、③内部監査の重視、④投資家とのコミュニケーション、を重視すること定めております。
その他	該当事項はありません。
実施していない	—

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

###### ①基本的考え方

当社は、企業活動の継続と企業価値の向上において、コーポレート・ガバナンス体制の強化とコンプライアンスの整備を重要事項と位置付け、また真実かつ公正な財務報告をタイムリーに提供するため、内部統制システムの構築・整備・運用に努めることを基本方針としております。

###### ②整備状況

###### 1) 「財務報告に係る内部統制の評価・報告体制」の整備状況

会計諸取引を正確かつ迅速に処理し、投資家に対して真実かつ公正な財務報告をタイムリーに提供することを財務報告の基本方針として、内部統制基本方針書を作成しております。住宅瑕疵保険等事業に関する部分については、平成 26 年における業務システム更新により若干内部統制文書化作業が遅れておりますが、これも含めて、平成 28 年 3 月末までに体制整備を完了しております。

###### 2) リスク管理体制

当社グループは、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、各社ほぼ同一内容で「リスク管理規程」を定め、全役職員は業務遂行に当たり、法令・定款及び会社の定めるリスク管理等に関するルールを遵守しなければならないこととしております。

また、内部統制に関するリスク分析については、「経営会議規程」及び「取締役会規則」に定めるとおり、経営会議（毎週定例開催の当社グループ各社の全常勤役員が参加する会議）においてリスク評価や分析の協議を行い、その上で経営上重大なリスクについては、各社取締役会に諮り、その対応を決定、実施するものとしております。このため、経営会議は、グループ全体及び各社の総括的なリスク並びに日常の業務活動に係るリスクを識別し、対応策を検討するリスク委員会的役割をも有するものであります。

###### 3) コンプライアンス体制について

当社では住宅ローン事業を行うにあたり、「貸金業法」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」など、またハウスジーメンでは住宅瑕疵保険等事業を行うにあたり、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」など、住宅アカデミアにおいては「個人情報の保護に関する法律」など、関連法令や業界団体の自主規制規則等による規制を受けております。

このため、当社グループ各社では、これら法令の遵守のため、ほぼ同内容の社内規程（コンプライアンス

スプログラム、コンプライアンス・マニュアル、情報セキュリティ基本規程、個人情報保護規程、情報システム管理規程)を設け、それらに基づき、管理体制の構築及び従業員教育を行い、コンプライアンス体制の整備に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①反社会的勢力の排除に向けた基本方針

当社では、「反社会的勢力との取引排除規則」を設け、当該規則の中で、以下の基本方針を定めております。

- 1)取引先が反社会的勢力でないことを出来る限り確認し、反社会的勢力であることが判明した場合には一切関係をもたないものとする。
- 2)反社会的勢力との取引を新規に発生させないように可能な限り未然防止策を講じ、既存取引先については定期的な調査により反社会的勢力と関係があることが判明した場合には可能な限り速やかに関係を解消できるよう対応策を講ずる。
- 3)反社会的勢力からの関与あるいは要求は排除する。

②具体的手続と整備状況

「反社会的勢力との取引排除規則」に定める基本方針を受け、取引開始時や毎年定期的に反社会的勢力との取引でないことを確認するなど、以下の手続により、反社会的勢力との取引排除に努めております。

- 1)新規取引先については、外部情報提供データベースを用いて事前にチェック実施。
- 2)継続的取引先については、毎年定期的(原則として夏頃)にチェック実施。
- 3)住宅ローン貸付先(個人顧客)に関しては、貸付審査時にチェック実施。
- 4)各種取引契約については、取引先が反社会的勢力と関係があると判明した場合には、契約を解除できる旨の条項を挿入。

また、当社は、東京都暴力追放推進センターの賛助会員となっております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入

該当事項はありません。

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。ただ、上場後において、将来的に導入必要な事態が予想されるような場合に備えて、買収防衛策も検討課題の一つになるものと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

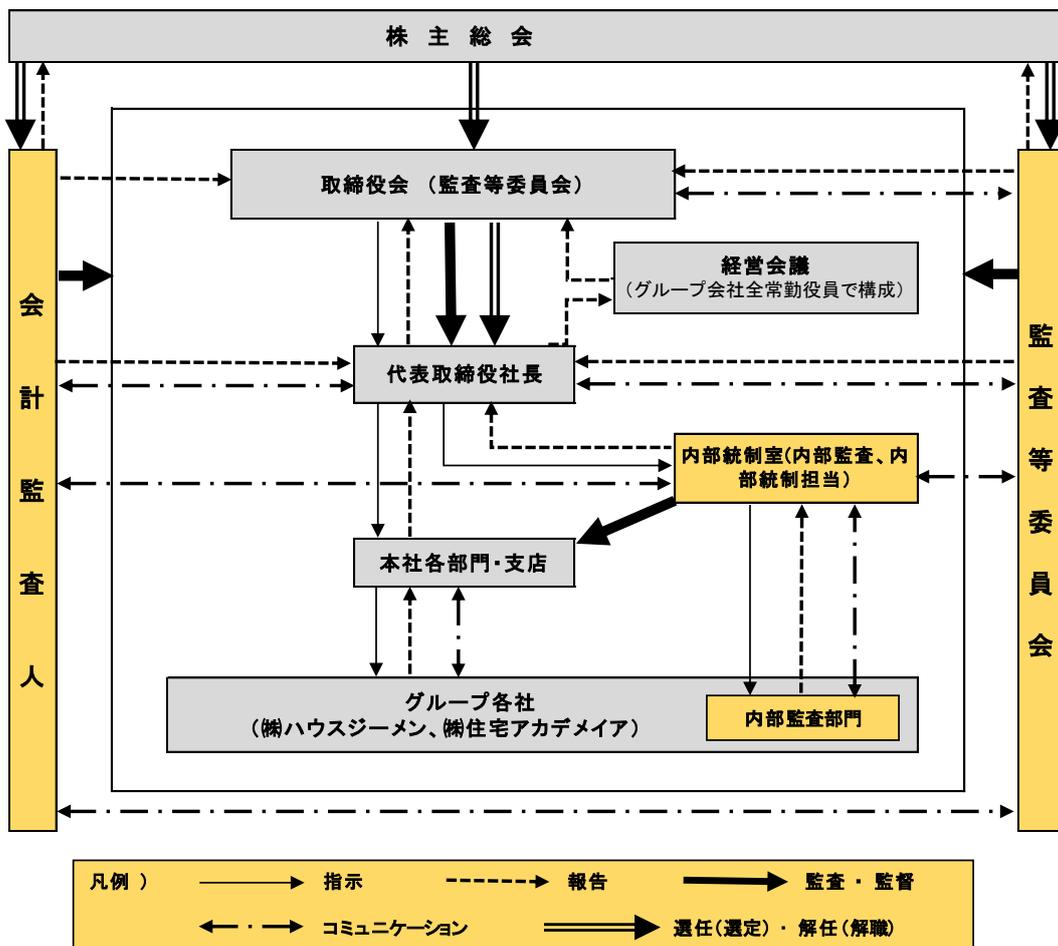
当社は、住宅ローン関連の貸金業務を行うにあたり、「貸金業法」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」など、また(株)ハウスジーメンでは住宅瑕疵保険関連業務を行うにあたり、「特定

住宅瑕疵担保責任の履行に関する法律、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」など、㈱住宅アカデミアにおいては住宅アカデミア事業を行うにあたり「個人情報の保護に関する法律」など、関連法令や業界団体による自主規制規則等を遵守する必要があります。

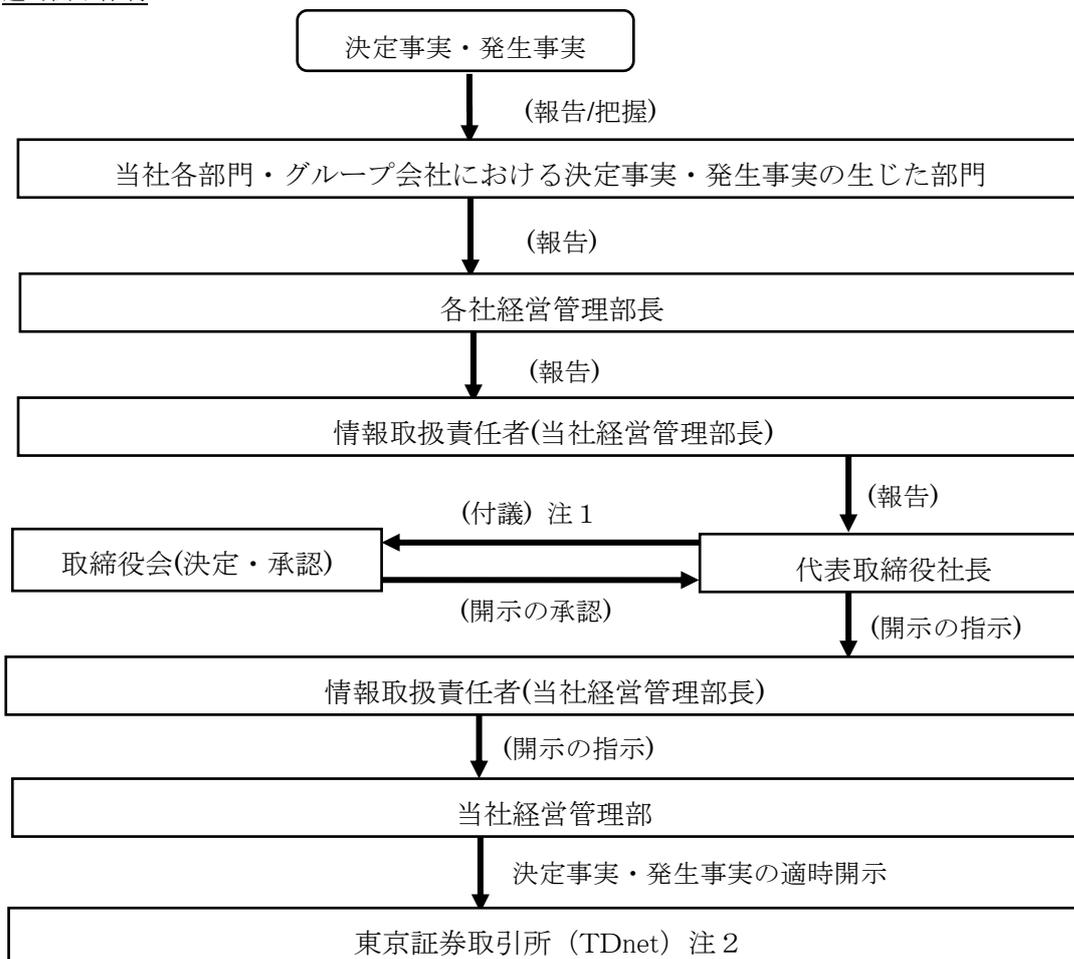
このため、当社グループでは、これらの法令遵守のための社内規程や管理体制の構築や及び従業員教育を行い、コンプライアンス体制の維持・改善を継続していく必要があります。

【模式図(参考資料)】

MSJ グループコーポレートガバナンス体制



適時開示体制



※1. 緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて、取締役会に報告されます。

※2. TDnet での開示後速やかに行われる当社ホームページのIRサイトへの公開方法については、法定開示等支援専門会社の提供するサービスを採用し、未公開情報が公表前に漏洩することがないように運用します。

以上